

別表第 5（第 9 条関係）

支給割合表

欠勤の日数及び懲戒処分の種類	割合
下記に該当しない場合であって、給与規程第28条第 1 項に規定する基準日の属する年度の前年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間（以下「評価対象期間」という。）において、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）第29条第 1 項に規定する戒告若しくは減給の処分があった場合又は 1 日以上欠勤があった場合	大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成18年大阪市水道事業管理規程第17号）別表第 6 の職員に相当する区分に応じて、第 5 区分欄に掲げる割合のうち、高い割合
評価対象期間において、法29条第 1 項に規定する停職の処分があった場合又は 3 日以上欠勤があった場合	大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程別表第 6 の職員に相当する区分に応じて、第 5 区分欄に掲げる割合のうち、低い割合